

人々の元気を創る ライフサポーター

私たちは看護職の資質の向上を通して
県民の皆様の健康づくりに努めています



人々の元気を創るライフサポーターとしての役割を果たす

～災害発生時に備えた基盤づくりで人々をまもる～



公益社団法人 静岡県看護協会

会長

松本 志保子

このパンフレットを手にとって頂きましてありがとうございます。

日頃より本会事業の運営につきましては会員の皆様のご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、令和6年は元旦に能登半島地震が発生し大きな被害となりました。また、8月には日向灘でM7.1、宮崎県日南市で最大震度6弱の地震が発生し、初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。さらに連続して発生した台風による多くの被害が報告されました。このように災害はいつ、どここの地域で発生するのかは予測ができず、各地域で災害に対応できる体制整備は不可欠です。本会においても、災害支援ナースとして活動した看護職の交流会を開催し、課題を共有しました。さらに、災害支援ナースの派遣調整に係る協定を県と締結しました。このことにより、「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられた災害支援ナースは、災害救助法・改正感染症法に基づき、派遣に係る実費を公的に負担し、災害支援ナースに係る業務を「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境が整備されました。また、本会では「救護所における看護職活動ポケットガイド」を作成しました。これまで、「人々の健康な生活の実現に貢献する」と掲げた理念のもと、地域の行政や関係機関の協力を得て救護所で活躍できる看護職の育成と登録制度に取り組んでまいりました。完成したポケットガイドには救護所で活動するための準備段階から必要な内容が網羅されています。必要事項を記載した上で携帯して役立てて頂きたいと思います。

このように災害発生時に備えた危機管理体制の他、看護の質向上を目指した生涯学習支援や働きやすい環境づくり、職業発展のために様々な事業に取り組みます。医療の進化や社会の変化に伴い、私たちの役割や責任も大きく変わってきています。人口減少時代に入ったとしてもより良い看護の実践や、専門性の向上を目指すといった本会の使命に基づき、看護職能団体としての責務を果たしてまいります。さらに、皆様の安心・安全を第一に考え、看護職を取り巻く様々な課題解決に向けて日本看護協会および関係団体や静岡県行政と連携して取り組んでまいります。

結びに、人々・地域に最も近い存在であり、人々の命と暮らしを守る専門職として、県民の皆様のニーズにお応えするべく活動を続けてまいります。

引き続き、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年6月吉日

看護職の倫理綱領

(本文より抜粋) 2021年 日本看護協会

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

1. 使命(目的)

人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献する。

そのために、

- 教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図る
- 看護職が生涯をとおし安心して働き続けられる環境づくりを推進する
- 人々のニーズに応えるために、地域の保健・医療・福祉活動を推進し、看護領域の開発及び展開を図る

2. 活動理念

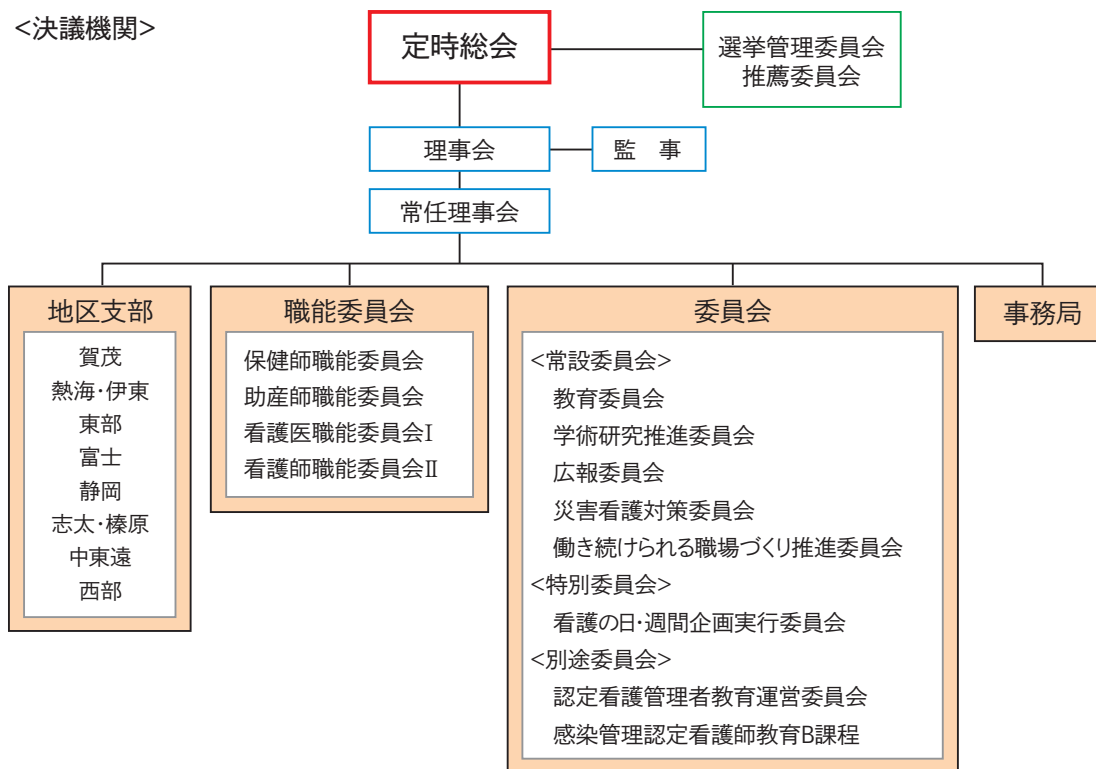
- 看護職の力を変革に向け、会員一人ひとりの創造力を結集する
- 社会的視点を持ち、自律的に行動し協働する
- 専門性を探求し新たな価値を創造する

3. 基本戦略

- 基本戦略は、使命に掲げた3つの事業領域において、6つの実現手法、「自主規制」「支援事業」「政策形成」「開発・経営」「広報」「社会貢献」を用いて、人々の健康な生活の実現を図る。

－公益社団法人静岡県看護協会組織図－

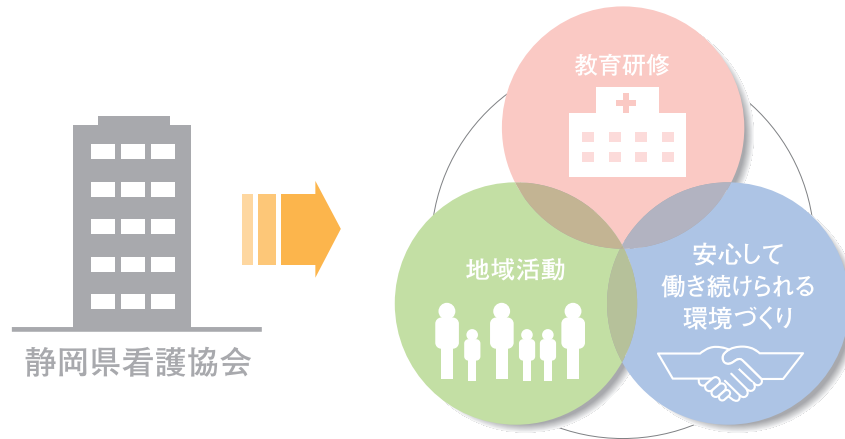
(令和7年4月1日)





■ 公益社団法人 静岡県看護協会の事業

静岡県看護協会では、「教育研修」・「地域活動」・「安心して働き続けられる環境づくり」の3つを事業の柱としています。



■ 教育研修 ■

静岡県看護協会生涯学習支援基本方針

1 基本理念

看護職の倫理綱領8は、「看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。」とある。

「人生100年時代」といわれるように、長寿化にともない人生を通して「どのように学び、働き続けていくか」が課題となっている。これまで以上に組織、社会と関わって生きていくことになるため、ライフステージの各段階で活躍し続けるためには、継続的な考え方やスキルのアップデートが求められる。また、一人ひとりが「自分のキャリアは自分のものである」というキャリアオーナーシップを意識することも大切である。

そこで、静岡県看護協会は、看護職一人ひとりが、主体的に学び人々に貢献するとともに、学びとキャリア形成を通じて望む生き方を実現していくために、看護職の生涯学習を支援する。

2 生涯学習支援の目的

看護職が、主体的に学習したことを実践に活かし能力を向上し、個々の自己実現につなげる。

組織が求める能力や役割を担うことができる看護職を支援することで、組織の看護の質を高め地域に貢献する。

質の高い看護の提供を通して県民の健康に寄与する。

3 生涯学習支援の目標

最新の知識や技術を習得し、看護実践能力を高める。

組織人としての自己の役割を認識し、組織的役割遂行能力を高める。

日々の実践を振り返り、問題解明に向けた研究能力を高める。

施設内および地域社会において、多職種と連携・協働できる能力を高める。

社会の変化や保健医療福祉政策の動向をとらえ、看護政策ならびに組織運営に反映できる管理能力を高める。

倫理的感性と対人関係能力を高め、ケアの受け手の権利を擁護する能力を高める。

自らのキャリアはどうありたいのかを意識し、納得のいくキャリアを築くための行動ができる。

4 研修計画の構成

1) 専門職としての活動の基盤となる研修

※下記的能力毎の研修

- 専門的・倫理的・法的な実践能力
- 臨床実践能力
- リーダーシップとマネジメント能力
- 専門性の開発能力

2) 看護・医療政策に関する研修

- 災害看護研修

3) 人材育成や教育支援を行うものを対象とした研修

- 新人看護職員指導者研修
- 看護職員実習指導者等講習会
- 看護教員継続研修
- 訪問看護師養成講習会

4) 看護管理者を対象とした研修

- 認定看護管理者教育課程公開講座
- 看護職員管理者の相互研修

5) 資格認定教育

- 認定看護管理者教育課程
- 感染管理認定看護師教育課程（B課程）
- 特定認定看護師研修
- 静岡県専任教員養成講習会

6) 職能研修

- 保健師職能
- 助産師職能
- 看護師職能Ⅰ,Ⅱ

7) 就業支援研修

8) 上記分類以外の研修等

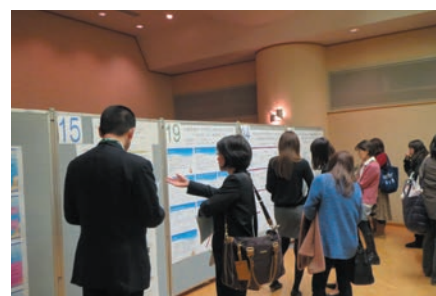
- 看護学会
- 看護補助者標準研修



研修会①



研修会②



静岡県看護学会



災害支援ナース登録者研修



図書閲覧室

図書室

「看護」を中心とした図書資料を閲覧、資料の検索及び貸し出しができます。
利用日・利用時間／月曜日～金曜日(平日)・9:00～17:00



地域活動－地域の住民と共にすすめます－

1 看護の心普及啓発活動

- ・こどもからお年寄りまで全ての市民を対象にした、看護の心と知識技術の普及や啓発活動をすすめています。
- ・小中学校や高校で「看護の出前授業」を行っています。内容は、生命の大切さ・看護の役割、看護のミニ体験や看護への進路案内です。
- ・毎年看護の日を中心に「看護の日」記念行事を行います。



R7看護の日イベント



出前授業

2 地区支部活動

- ・県内8か所に地区支部を配置し、「まちの保健室」、「看護教室」等を開催し地域住民の健康の保持増進に貢献します。
- ・「地域の防災訓練を活用した災害看護の基礎知識・技術の習得」、「看護実践報告会」を実施し看護の質向上を目指します。
- ・行政や関係団体との連携に関する会議への出席や事業へ参加します。



地域防災訓練



まちの保健室

- 東部地区支部事務所
〒411-0943
静岡県駿東郡長泉町下土狩1293-1
JA富士伊豆下土狩ビル3階
TEL/FAX (055) 989-6100
- 中東遠地区支部事務所
〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30
中部ふくしあ1階
(掛川市中部地域健康医療支援センター内)
TEL/FAX (0537) 28-9679
- 静岡地区支部事務所
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25
エスパティオ3階
TEL (054) 202-1750
FAX (054) 202-1751
- 西部地区支部事務所
〒430-0929
浜松市中央区中央2-10-1
浜松青色会館2階
TEL/FAX (053) 455-2777
- 志太榛原地区支部事務所
〒426-0034 藤枝市駅前1-2-10
静岡ジェイエサービスビル3階
TEL/FAX (054) 644-8180

3 訪問看護・指定居宅介護支援事業の実施

在宅におけるケアを必要とする人々に対し、生活の質を確保し住み慣れた地域や家庭で療養が続けられるように、訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所を設置し在宅ケアの充実を図っています。



訪問看護の実際



公益事業に
「訪問看護ステーション
による介護相談」

訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所

- 訪問看護ステーション清水・指定居宅介護支援事業所 S/T清水
〒424-0842 静岡市清水区春日1丁目2番12号
TEL (054) 355-1511/FAX (054) 355-1515
- 訪問看護ステーション大東・指定居宅介護支援事業所 S/T大東
〒437-1491 掛川市三俣620番地(掛川市南部大東地域健康医療支援センター内)
TEL (0537) 72-6627/FAX (0537) 72-6628
- 訪問看護ステーション掛川・指定居宅介護支援事業所 S/T掛川
〒436-0083 掛川市箇ヶ谷881番地の1(掛川市東部地域健康医療支援センター内)
TEL (0537) 62-2755/FAX (0537) 62-2756
- 訪問看護ステーション掛川 西部ふくしあサテライト
〒436-0222 掛川市下垂木1270番地の2(掛川市西部地域健康医療支援センター内)
※電話・FAXは訪問看護ステーション掛川へ
- 訪問看護ステーションいわた
〒438-0051 磐田市上大之郷51番地(磐田市急患センター内)
TEL (0538) 21-0822/FAX (0538) 21-0823

4 医療的ケア児等支援センター事業

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、令和4年より、静岡県からの委託により「静岡県医療的ケア児等支援センター」を運営しています。

在宅の医療的ケア児等とその家族が、身近な地域において心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるように関係機関との連携・調整等を行っています。令和6年度よりスーパーバイザーを配置し市町・事業所への働きかけ等体制の強化に取り組んでいます。

【業務内容】

- ① 医療的ケア児等への相談支援
- ② 関係機関への情報の提供
- ③ 人材の開拓、育成
- ④ 関係機関等との連絡調整
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務



安心して働き続けられる環境づくり

1. 働き続けられる環境づくり推進事業

静岡県看護協会では、看護職が生涯を通じて健康で安心して働き続けられる環境づくり推進事業に取り組んでいます。

- ① 看護職の労働条件・労働環境改善
 - ・「ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）を目指して」の推進
 - ・ふじのくに医療勤務環境改善支援センターとの連携の実施
- ② 働き続けられる職場づくり推進委員会活動
 - ・労働環境に関する研修会の開催
 - ・静岡県看護協会広報誌「看護しずおか」に「医療安全情報」を定期掲載し、周知・啓蒙活動を実施



日本看護協会カンゴザウルス

2. ナースセンター事業

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づいた事業として求人・求職相談および就業斡旋・再就業支援・離職防止対策「看護の心」普及啓発等を静岡県の委託により実施しています。

1 看護師等の求人・求職相談および就業斡旋

- ・無料で求人、求職相談、就業斡旋を行っています。（本所・東部・西部支所）
- ・離職時の届出登録推進（努力義務化）により就業の支援をしています。
- ・「看護しずおか」と「ナースセンターだよりプラス」を登録者に送っています。
- ・ハローワーク等にナースセンター就業相談員が出向き、再就業に向けて相談に応じています。（御殿場・下田・伊東・沼津・三島・富士・清水・静岡・焼津・島田・掛川・磐田・浜松・浜北・細江・新居地域センター）



2 看護師等再就業支援事業

1. 再就業研修
 - ・3日間の日程で東・中・西部地域で開催
 - ・最新の医療や看護の動向について講義
 - ・急変時、認知症ケア、看取りケアなどの講義や演習
2. eラーニングによる就業支援研修（3ヶ月間受講）
3. 基礎看護技術演習
4. 体験型再就業チャレンジ研修

※複数の研修に参加できます。
組合せも自由です。



5. ハローワーク等での就職相談会を開催(参加施設は、ホームページに掲載)
6. 地域でつくる協働開催型就業相談会「ナースのお仕事フェア」の開催(詳細はホームページに掲載)
7. 看護補助者のための病院見学・相談会

3 離職防止対策事業

- ・職場や学校での悩み事相談
- ・再就業看護職・新人看護職員の看護技術演習(本所、東部支所、西部支所で開催)
- ・再就業者フォローアップ研修
- ・プラチナナースのためのセカンドキャリアセミナー(対象:概ね50歳以上の看護職員)
- ・新人看護職員離職防止に関する研修

職場や学校のことや看護の仕事に悩んでいる方、ぜひご利用ください。

- ・働いている看護職員の悩み相談です。新人や再就業した方、職場の上司や先輩に悩みを打ち明けられない方の悩みにナースセンターの離職防止相談員が相談に応じます。
- ・看護学生の相談も承ります。
- ・相談対応は無料です。
- ・個人情報厳正にまもりますので、お気軽にご相談ください。
- ・あなたの看護資格を活かし、いきいきと働くためにも、ストレスを発散し、リフレッシュして仕事に臨みましょう。

- ナースセンターの悩み相談電話番号

054-202-1780 (平日 9:00~16:00)

- 新人看護職員専用悩み相談ダイヤル(平日 9:00~16:00)

090-2183-8734 (ハナシテミョウと覚えて!)

4 「看護の心」普及啓発事業

県民の皆さまに看護についての関心と理解を深めていただくために下記の事業を行っています。

- ・看護の日記念行事／毎年5月12日の「看護の日・看護週間」にあわせイベントを開催
- ・「看護学校等進路説明・相談会」:看護を志す高校生を対象に県内3会場で開催
- ・「高校生一日ナース体験」:県内の高校在校生が病院で一日看護体験
- ・「看護職こころざし育成セミナー」:看護職への志向性の高い高校生を対象にセミナーを開催

■ ナースセンター所在地

☐ 静岡県ナースセンター(本所)

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階(JR静岡駅南口徒歩2分)
TEL(054)202-1761 / FAX(054)202-1762 E-mail:shizuoka@nurse-center.net

☐ 静岡県ナースセンター(東部支所)

〒410-0055 沼津市高島本町1-3(静岡県東部総合庁舎別館2階)(JR沼津駅北口より徒歩15分)
TEL(055)920-2088 / FAX(055)928-5037 E-mail:numazu@nurse-center.net

☐ 静岡県ナースセンター(西部支所)

〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12番1号(静岡県浜松総合庁舎10階)(JR浜松駅北口より徒歩15分)
TEL(053)454-4335 / FAX(053)401-3510 E-mail:hamamatsu@nurse-center.net

☐ 静岡県ナースセンター(下田相談所)

〒415-0016 下田市531-1(静岡県下田総合庁舎4階)
TEL 080-2650-0327 E-mail:shizuoka-nurse2@docomo.ne.jp

☐ 静岡県ナースセンター(天竜相談所)

〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559(静岡県北遠総合庁舎1階)
TEL 080-2650-0237 E-mail:shizuoka-nurse1@docomo.ne.jp

※各事業詳細は、静岡県ナースセンターホームページをご覧ください。

■ 看護協会は働くあなたを応援します

～看護協会はなぜ必要なの？



静岡県看護協会では、協会活動を皆様にご覧いただくために、最新情報をホームページへ公開しています。研修・事業等、タイムリーな情報を発信します。

<https://www.shizuoka-na.jp/>



友だち追加は
こちらから！



■ 入会方法 ～あなたの入会をお待ちしています～

看護協会は看護職の活動を支援する職業団体です。

正会員

●入会資格

・静岡県内に在住又は在勤し、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格があれば、どなたでも入会できます。

●会費

・入会金／15,000円 静岡県看護協会へ初めて入会される場合
・年会費／日本看護協会年会費 5,000円＋ 静岡県看護協会年会費 5,000円＝合計 10,000円

●会員期間

・4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度毎の登録です）

●会員の特典

- ・日本看護協会・国際看護師協会に同時に入会できます。
- ・日本看護協会の「協会ニュース」と当協会の『看護しずおか』が届きます。
- ・当協会が主催する研修会を会員価格で受講できます。
- ・災害支援ナース養成研修を受講し、災害支援ナースに登録できます。
- ・日本看護学会に参加できます。
- ・図書室の利用や、ビデオやDVDのサービスが利用できます。
- ・医療事故等の相談支援が受けられます。
- ・日本看護協会が扱う看護職賠償責任保険制度に加入できます。
- ・福利厚生制度（会長表彰、各賞候補者の推薦、奨学金貸与、慶弔見舞など）があります。
- ・看護師学校養成所（通信制）の教育支援を受けられます。
- ・県ナースセンターの再就業支援・離職防止対策事業についての情報を得られます。
- ・キャリアナースへアクセスし、日本看護協会会員専用WEBサービスを利用し、文献検索等ができます。

静岡県看護協会
入会案内ページ



●会員証

- ・プラスチックの永年会員証です。
- 入会申込処理、会費入金確認完了後、会員施設代表者または本人宛に送付されます。
（スマホ対応の電子会員証は、キャリアナースで表示されます）
- ・総会、研修会に参加されたり、図書室を利用される場合に提示をお願いします。
- ・改姓や県外からの転入、紛失等再発行できます。

●申し込み

下記事務委託会社へお送りください。

【送付先】

〒206-8790 日本郵便株式会社 多摩郵便局 私書箱21号
公益社団法人日本看護協会・都道府県看護協会 会員登録事務局 宛

このページに関するお問い合わせ及び書類の請求は、
総務部までお願いします。

TEL. (054) 202-1750 / FAX. (054) 202-1751



「看護の日」キャラクター
（静岡県）かんどちゃん



公益社団法人 静岡県看護協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番25号
エスパティオ3階

TEL (054) 202-1750 (総務部)

TEL (054) 202-1760 (教育研修部)

TEL (054) 202-1770 (事業部)

FAX (054) 202-1751 (共通)

■ホームページ <https://www.shizuoka-na.jp/>

